

東十勝4町による広域防災に係る相互応援に関する協定書

幕別町、池田町、豊頃町及び浦幌町（以下「提携町」という。）は、提携町内で地震、風水害その他の異常な自然現象、大規模な火災・事故等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における、防災に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、平常時及び災害時等における防災に関して、国及び道と連携を図るとともに、提携町が相互に協力することにより、災害対策の強化及び災害が発生した場合における迅速な応急活動を通じて被害の軽減を図り、もって提携町住民の安全を確保することを目的とする。

（平常時における相互協力）

第2条 提携町は、平常時における災害の予防その他防災対策の充実を図るため、次の各号に掲げる事業を実施するよう相互協力に努めるものとする。

- (1) 資機材、物資、避難所の一覧等の防災関係資料及び情報の提供
- (2) 提携町が個別に実施する防災訓練等への協力及び参加
- (3) 提携町内における広域的な対応が必要な事項の調整及び調査研究
- (4) その他この協定の目的達成のために必要な事業

（災害時等における相互協力）

第3条 災害時等において、被害を受けた又は被害を受けるおそれがある提携町（以下「被災町」という。）は、被災町単独で十分な応急措置を行うことが困難な場合、他の提携町に対して応援を要請することができるものとする。

2 応援を要請された提携町は、自己の区域内の災害時等に対する応急措置を実施する必要がある場合等、真にやむを得ない事情がある場合を除き、救援に努めるものとする。

（応援の種類）

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急対策に従事する職員の派遣
- (2) 災害応急対策に必要な車両、機械器具、資機材（発電機、投光機、テント、間仕切り、簡易ベッド、簡易トイレ、暖房器具等）、物資（食糧、飲料水、生活必需品、寝具、感染症対策品等）等の提供及びあっせん
- (3) 避難所として利用が可能な施設、場所の提供及びあっせん
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請手続)

第5条 被災町が応援の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第9条第1項に定める連絡担当部局に対して電話、電子メール等により行うものとし、後日速やかに災害時応援要請書（別記様式1）を送付するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 職員の職種別人員
- (3) 車両、機械器具等の種類、規格及び台数
- (4) 資機材及び物資等の品名、数量等
- (5) 受入れを求める被災住民の人数等
- (6) 応援に関する区域又は場所及びそれに至る経路
- (7) 応援の期間
- (8) 前各号の定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

(応援のため派遣された職員の指揮)

第6条 応援のため派遣された職員は、原則として被災町の長の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費は、応援を受けた被災町において負担するものとする。

- 2 応援を受けた被災町において、前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合にあっては、応援を受けた被災町の求めにより、応援を行った提携町は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難い場合については、その都度、応援を受けた被災町と応援を行った提携町が協議して定めるものとする。

(応援の自主出動)

第8条 災害時等において、被災町との連絡が取れない場合又は緊急を要する場合であって、応援を行おうとする提携町が必要と認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し、被災町の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき、必要な応援を行うものとする。

- 2 前項の応援に要した費用の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集に要する経費は、応援を行おうとする提携町の負担とする。

(連絡担当部局)

第9条 提携町は、この協定に基づく相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定め、連絡担当部局報告書（別記様式2）により相互に報告するものとする。当該報告内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、災害時等において速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 2 ヶ月前までに、提携町のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

(その他)

第 11 条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、提携町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を 4 通作成し、提携町の長が署名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 5 年 7 月 21 日

幕別町
幕別町長

池田町
池田町長

豊頃町
豊頃町長

浦幌町
浦幌町長

飯田 晴義
安井 美裕

接田 武

ヲ 上